

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧（3件）【産業経済局  
地域産業振興部商業振興課】

3154

北九州市公告第 839 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出があったので、同条第 3 項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成 24 年 12 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コストコホールセール北九州倉庫店  
北九州市八幡西区本城学研台一丁目
- 2 意見者  
本人申出により公表しない。
- 3 提出された意見の概要
  - （1） 駐車場等交通に関する意見  
市道本城 200 号線側の出入口の設置に反対する。  
生活道路への進入禁止の予防策（ガードマンや看板の設置）をお願いしたい。
  - （2） その他の意見  
工事にあたり近隣住民に十分な説明がなされていない。  
迅速な対応をお願いする。
- 4 縦覧場所
  - （1） 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
  - （2） 北九州市八幡西区筒井町 15 番 1 号  
北九州市八幡西区役所総務企画課
- 5 縦覧期間  
平成 24 年 12 月 10 日から平成 25 年 1 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 24 年 12 月 29 日から平成 25 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

北九州市公告第840号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成24年12月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コストコホールセール北九州倉庫店

北九州市八幡西区本城学研台一丁目

2 意見者

本人申出により公表しない。

3 提出された意見の概要

（1） 駐車場等交通に関する意見

通勤時間が不規則である者にとって、市道200号線沿いの出入口ができることにより住宅前の渋滞が予測され、通勤することが困難になってくるのではないかと。また、子供達の通園・通学が危険にさらされ、今でさえ少ない遊び場所がさらになくなってしまおうのではないかと。

（2） 騒音関係に関する意見

今までとても静かな環境であったため、多くの車や人の声だけでもうるさく感じるのではないかと。

（3） 廃棄物関係に関する意見

店舗が開店することにより人が増えれば、ゴミも増えるのではないかと。

（4） その他の意見

住民にとっては、休日、平日関係なく日常生活を送っており、店舗が開店することにより生活環境が変わってしまうことは間違いない。それならば、住民の意見にしっかりと耳を傾け、歩みよってほしい。

4 縦覧場所

（1） 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

（2） 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成24年12月10日から平成25年1月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎日午

前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第841号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成24年12月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コストコホールセール北九州倉庫店  
北九州市八幡西区本城学研台一丁目

- 2 意見者  
本人申出により公表しない。

- 3 提出された意見の概要

- (1) 駐車場等交通に関する意見

市道200号線沿いに駐車場を設置予定であり、出入口が設置されると通勤、通学、通園に支障が出たり、車で家から出入りするのにも渋滞に巻き込まれたりするのではないか。また、小・中学生の通学や通園バスへの昇降の際に事故が起こる可能性が高くなってしまい、子供達の安全が守られなくなるのではないか。

特に、休日などは、人や車が増え、今までのように安心して子供達が外で遊べなくなってしまうのではないか。市道200号線沿いに出入口を設置するのをやめてほしい。

- (2) 騒音関係に関する意見

早朝からの荷捌きや閉店時刻が午後9時となっているため、朝や晩の騒音に対する策は考えられているか。

- (3) 廃棄物関係に関する意見

来客数が多いほど、ゴミも増えると考えられるが店舗以外のゴミの清掃・始末等適切に対応してもらえるか。

- (4) その他の意見

説明会での質疑などの回答がなく、出入口を設置しようとしている市道200号線沿いに住む住民への具体的な説明がないまま工事が進んでいる。店舗が開店するにあたり、住民は今までとは違う生活環境になることは間違いないため、しっかりとした説明をしてほしい。お互いに共存していくためにもしっかりと密な意見交換が必要である。

- 4 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課  
(2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号  
北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成24年12月10日から平成25年1月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで